

令和 7 年 1 1 月 県 議 会 定 例 会 議 案 一 覧

第 1 号 令和 7 年度香川県一般会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表 1 のとおり
- 繰越明許費 別表 2 のとおり
- 債務負担行為 別表 3 のとおり
- 地方債の補正

	既 定		補 正 後	補 正 額
限 度 額	27,659,000 千円	→	33,472,000 千円	5,813,000 千円

第 2 号 令和 7 年度香川県特別会計補正予算議案

- 債務負担行為 別表 3 のとおり

第3号 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

- 関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正内容)

- ・ 建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用している条項を改める。
- ・ 政党助成法の一部改正に伴い、政党の支部が県選挙管理委員会に提出した文書の写しの交付に係る手数料を新たに設定する。

種別	区分	単位	金額
政党助成法第32条第5項の都道府県提出文書の写しの交付手数料	用紙への複写による場合	用紙1枚（両面に複写する場合は、片面を用紙1枚とみなす。）	10円
	その他の方法による場合	実費を基準として選挙管理委員会が定める額	

- 施行期日 公布の日、令和8年1月1日

第4号 香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、委員の任命対象に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加するもの。

- 施行期日 令和8年4月1日

第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正により、令に基づき外国人生活保護関係情報の提供を受けることが就学支援金の支給に関する事務等において可能となったことに伴い、令と重複する事務を削除するもの。
- 施行期日 公布の日

第6号 工事請負契約の締結について

- 件 名 旧香川県立体育館解体工事
- 工 事 場 所 高松市福岡町
- 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 請 負 金 額 847,000,000円
- 工事請負人 株式会社合田工務店

第7号 香川県県民ホールの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県県民ホール条例第5条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県県民ホール	穴吹エンタープライズ (株)	高松市古新町9番地1	令和8年4月1日から 令和15年3月31日まで

第8号 香川国際交流会館の指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川国際交流会館条例第4条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川国際交流会館	(公財) 香川県国際交流 協会	高松市番町一丁目 11 番 63 号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第9号 香川県公湊森林公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県森林公園条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県公測森林公園	(公財)かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰 1210 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 0 号 ドングリランドの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県森林公園条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
ドングリランド	特定非営利活動法人どんぐりネットワーク	高松市元山町 861 番地 12	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 1 号 香川県満濃池森林公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県森林公園条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県満濃池森林公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無 741 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 2 号 県民いこいの森野営場の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県野営場条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
県民いこいの森野営場	特定非営利活動法人しおのえ	高松市塩江町上西乙 1118 番地 8	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 3 号 大川山野営場の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県野営場条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
大川山野営場	(一財)ことなみ振興公社	仲多度郡まんのう町川東 2355 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 4 号 香川県社会福祉総合センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県社会福祉総合センター条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県社会福祉総合センター	(公財)かがわ健康福祉機構	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第15号 香川県視覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県視覚障害者福祉センター	(公財)香川県視覚障害者福祉協会	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第16号 香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県聴覚障害者福祉センター	(公社)香川県聴覚障害者協会	高松市太田上町405番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第 1 7 号 香川県青年センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県青年センター条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県青年センター	(一社)香川県青年団体育成支援協議会	高松市国分寺町国分 1009 番地	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 8 号 さぬきこどもの国の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及びさぬきこどもの国条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
さぬきこどもの国	(公財)香川県児童・青少年健全育成事業団	高松市番町四丁目 1 番 10 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 9 号 香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項、香川県新規産業創出支援センター条例第 4 条第 2 項及び香川県科学技術研究センター条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県新規産業創出支援センター、香川県科学技術研究センター	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町 2217 番地 15	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 0 号 香川県サンポート高松交流拠点施設等の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項、香川県サンポート高松交流拠点施設条例第 4 条第 2 項及び香川県港湾管理条例第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
国際会議場、展示場、観光情報センター、駐車場、多目的広場、産業振興センター、玉藻地区ハーバープロムナード第 1 駐車場、港湾緑地第 2 駐車場、港湾緑地第 3 駐車場、キャッスルプロムナード駐車場	シンボルタワー開発 (株)	高松市サンポート 2 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 1 号 香川県オリーブ公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県オリーブ公園条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県オリーブ公園	(一財)小豆島オリーブ公園	小豆郡小豆島町西村甲 1941 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 2 号 香川用水記念公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川用水記念公園条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川用水記念公園	(公財)かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰 1210 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 3 号 香西西地区港湾緑地の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県港湾管理条例第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香西地区港湾緑地	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無 741 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 4 号 香東川公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県都市公園条例第 1 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香東川公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無 741 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 5 号 香川県営住宅等（直島団地を除く）の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県営住宅条例第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県営住宅等（直島団地を除く）	あなぶき公営住宅コンソーシアム	高松市紺屋町 3 番地 6	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 6 号 香川県営住宅等（直島団地）の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県営住宅条例第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県営住宅等（直島団地）	直島町	香川郡直島町 1122 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 7 号 当せん金付証票の発売について

- 令和 8 年度において香川県が発売する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売限度額を定めるもの。
- 発売限度額 8 3 億円